

① 件名				
石巻市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準の見直しについて				
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）				
<p>【背景】 「介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令」が平成30年3月22日に公布され、同年4月1日より施行されることに伴い、看護小規模多機能型居宅介護において、診療所からの参入を進めるよう指定基準が緩和された。</p> <p>【目的】 団塊の世代が75歳以上となる2025年に向けて、地域包括ケアシステムの推進が求められる中で、適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制整備の一つとして、看護小規模多機能型居宅介護への参入機会を増やすもの。</p>				
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性				
<p>【根拠法令】 介護保険法（平成9年法律第123号） 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号） 指定地域密着型サービスの事業の人員及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）</p> <p>【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】</p>				
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）				
平成30年3月22日 介護保険法施行規則等の一部を改正する等の省令公布 （平成30年4月1日施行）				
⑤ 主な内容				
<p>指定地域密着型サービス事業及び指定地域密着型介護予防サービス事業の申請者の資格を次のように改める。</p> <p>1 申請者の資格要件</p> <table border="1" data-bbox="236 1547 1358 1899"> <thead> <tr> <th data-bbox="236 1547 794 1608">改 正</th> <th data-bbox="794 1547 1358 1608">現 行</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="236 1608 794 1899"> 法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。ただし、石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等を除く。 </td> <td data-bbox="794 1608 1358 1899"> 法人（石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定するものを除く。）とする。 </td> </tr> </tbody> </table> <p>2 市内の対象事業者 1 事業所（平成30年4月1日現在）</p>	改 正	現 行	法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。ただし、石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等を除く。	法人（石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定するものを除く。）とする。
改 正	現 行			
法人又は病床を有する診療所を開設している者（複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護に限る。）に係る指定の申請に限る。）とする。ただし、石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定する暴力団員等を除く。	法人（石巻市暴力団排除条例（平成24年石巻市条例第42号）第2条第4号に規定するものを除く。）とする。			

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
<p>【影響・効果】</p> <p>看護小規模多機能型居宅介護への参入機会を増やすことにより、適切な医療・介護サービスを切れ目なく受けることができる体制の整備が図られる。</p>
⑦ 他の自治体の政策との比較検討
<p>他市町村においても、同様の改正を行う予定である。</p>
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日
<p>平成30年3月31日付けで石巻市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定に関する基準を定める条例について一部改正の専決処分を行っており、次回に開催される市議会に報告し、その承認を求める。</p>
⑨ その他